

障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例の概要

この条例は、障がいのある人もない人も、個人として尊重し合いながらともに暮らすことのできる社会（共生社会）を実現するために制定されました。障がいや障がいのある人に対する理解を深めることの大切さや、共生社会の実現に向けて様々な施策を進めていく上での基本理念などが定められています。

条例制定の目的（前文及び第1条）

障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法の理念にあるように、全ての人は、障がいのあるなしにかかわらず、かけがえのない個人として等しく尊重されなければなりません。

本市では、市民一人ひとりがこうした理念のもと、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる心豊かな地域社会を築くために、これまでたゆまぬ努力が重ねられてきました。

今も、岐阜市障害者計画等において「**誰もが自立してともに暮らすまちをめざして**」を基本目標に掲げ、この目標を達成するために様々な施策に取り組んでいるところです。

しかしながら、今なお、障がいや障がいのある人に対する理解の不足により、障がいのある人が日常生活や社会生活の中で暮らしにくさを感じる状況があります。

この課題を解決するためには、障がいや障がいのある人に対する市民や事業者の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消することが必要であり、そのための施策をより一層推進していかねばなりません。

この条例を制定することにより、**本市が、障がいのある人とない人とが理解し合い、尊重し合いながらともに暮らす心豊かなまちになることを目指しています。**

市の責務、市民及び事業者の責務（第4条、第5条）

市の責務は、**共生社会の実現に必要な施策の実施**です。

市民と事業者の責務は、**障がいに対する理解を深めることと、施策への協力**です。

障がいを理由とする差別の禁止（第6条）

障がいのある人に対して、**正当な理由のない障がいを理由とする不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、合理的配慮を提供しなければならない**と定めています。

用語の意義（第2条）

「障がい」「障がいのある人」「社会的障壁」「障がいを理由とする差別」の意義は、**すべて障害者基本法や障害者差別解消法より受け継いでいます。**

この条例にある「障がいのある人」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がいその他の心や体のはたらきに障がいがある人で、障がいや社会における物理的、制度的、文化や情報面、意識上のバリアによって、日常生活や社会生活に相当の制限を受けている人すべてを対象としています。

施策を定める計画（第7条）

この条例に基づく施策は、本市が策定する**障害者計画や障害福祉計画等の中に明記されます。**

意見聴取（第8条）

共生社会を実現するために、**岐阜市障害者施策推進協議会の意見も大切にします。**この協議会は、関係行政機関の職員、学識経験者、障がいのある人及びその福祉に関する事業に従事する人など約30人で構成されている、**本市の障がい者施策全般について審議、監視をおこなう重要な機関**です。

基本理念（第3条）

この条例では、

- ・障がいのある人の個人としての尊重
- ・障がいの特性等に配慮したきめ細やかな支援
- ・障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援

の3つを基本理念としています。

これらの理念は、現行の岐阜市障害者計画でも掲げているように、本市が障がい者施策を進めるうえで大切にしている考え方です。

条例施行時期

令和4年4月1日に施行されました。